

外国産試験試料（植物防疫法上の輸入禁止品）を利用する際の留意点

小野里浩二

我が国の植物検疫は、1913年（大正2年）に「輸出植物検査証明規程」の制定により、米国向け輸出植物の検疫業務を開始し、1914年（大正3年）には「輸入植物取締法」の制定により輸入検疫が開始され、およそ100年が経過しました。現行の「植物防疫法」¹⁾は1950年（昭和25年）に制定され、植物防疫所では、本法律に基づき、植物および農産物の輸出入時における検疫の他、国内の一部地域で発生している病害虫のまん延防止のための移動規制や種ばれいしょ検疫とともに、試験研究用などに供する植物防疫法上の輸入禁止品（以下「輸入禁止品」という）の輸入許可手続きに関する業務も行っています。

本稿では、試験研究のために海外から輸入禁止品を輸入する際の輸入許可手続き、および国内の指定微生物株保存機関から輸入検疫有害植物を譲り受ける際の譲受許可手続きならびに留意点などを紹介します。

1. 輸入禁止品とは

最近の輸入禁止品の輸入許可の状況を見ると、植物病害虫の病原性または病害性解明に係る試験目的だけではなく、抗菌剤の効果試験、有用代謝物の探索や分類学的研究のための遺伝子解析などを試験目的としているものも多々見られます。植物病原性に関連しない研究を主として行う研究者には、何が植物防疫法上の輸入禁止品であり、何が植物防疫法上の輸入規制された植物病害虫なのか馴染みがないのではないのでしょうか。

植物防疫法第7条第1項では、以下のものを「輸入禁止品」として定めています。

- ①輸入禁止植物
- ②生きた検疫有害動植物
- ③土又は土の付着する植物
- ④上述に掲げる物の容器包装

(1) 輸入禁止地域及び植物について 植物防疫法施行規則（以下「規則」という）²⁾では、我が国が特に侵入を警戒する必要がある検疫有害動植物が発生している地域におけるその寄主植物（規則別表2及び別表2の2）

および輸出国での栽培検査を要する植物（規則別表1の2）で、同表に掲げる地域において野生しているものを輸入禁止植物として定めています。同じ植物でも茎葉や種子などの部位および輸出国や地域によって規制の有無・規制内容が異なり複雑です。このため、品目および輸出国ごとの規制の有無および規制内容が検索できる「輸入条件に関するデータベース」³⁾を当所ホームページで提供しています。なお、このデータベースに掲載されていない植物については、植物防疫所に照会してください（植物防疫所へのお問合せ先：<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>）。

(2) 輸入検疫有害動植物について 植物防疫法において「検疫有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動植物であって、①国内に存在することが確認されていないもの、②すでに国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているもの、と規定されています。なお、植物検疫措置の対象とする病害虫については、その学名を公表することとしており、以下を明示しています^{2,4)}。

- ①検疫有害動植物（平成29年6月現在の指定状況、以下同じ。検疫有害動物：747種、検疫有害植物：253種）
- ②リスクアナリシス*が終了していないため、暫定的に検疫有害動植物として取扱う有害動植物（有害動物：235の科、有害植物：357の属及び2つの分類群（全植物ウイルス（ウイロイドを含む）および全寄生植物）
- ③輸入検疫措置の対象から除外する有害動植物（非検疫有害動物：372種、非検疫有害植物：5属および71種）

輸入したい昆虫および微生物などに関する植物防疫法上の規制有無については、当所ホームページの「生きた昆虫・微生物などの規制に関するデータベース」⁵⁾で学

*国内外の農業病害虫の侵入・まん延を防止するため、当該病害虫のリスクを特定し、リスクに応じた適切な検疫措置を決定する手順

名検索できます。同定が終了していない微生物や新種の微生物はリスクが不明なため禁止品として扱うことがありますので、ご注意ください。なお、このデータベースに掲載されていない昆虫および微生物などについては、植物防疫所に照会してください。

2. 輸入禁止品の輸入許可制度

植物防疫法では、輸入禁止品について、「何人も、輸入してはならない。」とされていますが、学術研究などを考慮し「試験研究の用その他省令で定める特別の用(以下、「試験研究等」という)に供するため、農林水産大臣の許可を受けた場合」に限って輸入することができるよう、例外規定が設けられています。

なお、「省令で定める特別の用」としては、規則により①博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、または保管する場合、②犯罪捜査のための証拠物として使用する場合、③ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供する場合が規定されています。

(1) 輸入禁止品の輸入許可手続 輸入禁止品の輸入許可申請から管理完了までの流れを図1に示します。試験研究等の目的で輸入禁止品を輸入しようとする者

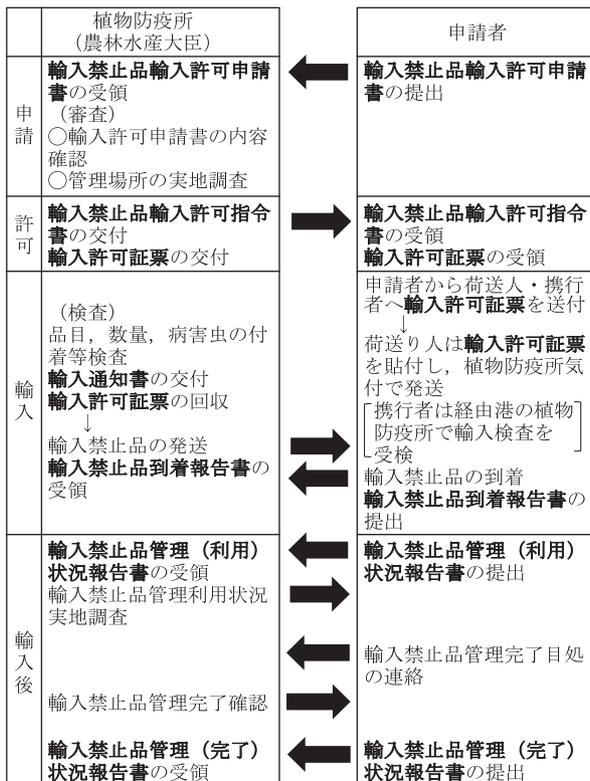


図1. 輸入禁止品を輸入する場合の許可の手続き

は、輸入に先立って「輸入禁止品輸入許可申請書」を申請者の住所地を管轄する植物防疫所(植物防疫所管理担当地域一覧: http://www.maff.go.jp/pps/j/law/dajinkyoka/kanri_tantoutiiki/20090901.html)に提出する必要があります⁶⁾。

申請書を受けた植物防疫所は、その内容を審査し、試験などを行う施設が輸入禁止品を適切に管理し、散逸を防止するのに十分な状態であることなどについて実地調査を行います。申請内容が適切であれば、農林水産大臣からの決裁委任を受けた植物防疫所長が、許可条件を付して、輸入禁止品の輸入許可書などを交付します。管理場所の指定調査や事務処理を含め、申請から許可されるまでに40日ほどを見込んで申請してください。手続を円滑に進めるために申請書の書き方を事前に相談することをおすすめします。

輸入許可申請の検討に当たっては、以下の点にも留意してください。

①規則別表2及び別表2の2に掲げる検疫有害動植物

規則別表2及び別表2の2に掲げる検疫有害動植物については、原則として植物防疫所長が申請し、植物防疫所の施設で管理する場合に限り輸入が認められます。また、規則別表1の2、別表2及び別表2の2に掲げる検疫有害植物については、公開分譲を目的として輸入することはできないなどの輸入の制限があります。

②未同定微生物

未同定微生物についても輸入禁止品の輸入許可手続が必要です。その後、当該微生物の種又は属が同定され、植物検疫の規制対象外であることが判明すれば、輸入許可の下における管理の対象から解除する手続を行うことになります。

③無許可の輸入禁止品

申請は輸入に先立って行う必要があります。申請を行わず、輸入検査時に輸入禁止品と指摘された試料については、輸入することはできません。

(2) 申請書に記載する際の留意事項 申請書の記載内容の審査のためにも申請書は具体的に記載してください。特に「輸入の目的」ならびに「輸入後の管理方法及び場所」は、許可条件の記載にも影響します。「輸入の目的」については、試験内容を具体的に記載してください。たとえば「土壌の分析」とだけ記載されていると、理化学分析のみなのか、微生物を分離するのか、植物を栽培するのか分からず、許可条件を決めることができません。

許可条件には、試験内容に応じて「当該土壌から動植物を分離しないこと」など使用方法に関する記載も含まれます。「輸入後の管理方法及び場所」については、試験

および保管するすべての部屋を記載するとともに、どの部屋でどのような試験を行うのかなど記載してください。

輸送方法については、携行、貨物、郵便のいずれかを記載します。近年、さまざまな輸送サービスが提供され、海外から発送する際に「貨物」「郵便物」のいずれに該当するかわかりにくい状況があります。輸入を計画する場合、輸送方法を今一度ご確認ください。

・**国際貨物**：民間企業が提供している国際輸送サービス（*国際宅配便業者の中には、植物検疫対象品を取り扱わないところもありますので、事前に確認してください。）

・**国際郵便**：万国郵便条約のもとで各国の郵便機関が扱う外国あての書状、小包など（例：「国際小包郵便」「国際小型包装物」「国際スピード郵便（EMS）」などのサービス）

(3) 管理場所の基準について 輸入禁止品のグループ（植物、土壌、検疫有害動物、検疫有害植物）および施設の区分（屋内施設、温室等野外施設）ごとに、施設の具備すべき要件が定められています（管理場所の基準：http://www.maff.go.jp/pps/j/law/daijinkyoka/kanribaSyo_kizyun/20090901.html）。また、特に重要な植物および検疫有害動植物については、追加基準が定められています。

なお、管理場所の指定調査に伺った際には、施設の要件だけでなく、以下の点についても管理体制に関連して改善をお願いしています。

○研究室の扉が無施錠で常に開放（不特定の者が立ち入らないように扉は常に閉めておく、不在時は施錠するなど、試料の散逸防止を徹底してください）。

○廊下にインキュベーターやオートクレーブを設置（使用する機材はすべて室内に設置してください）。

(4) 許可された輸入禁止品の輸入と輸入検査 輸入禁止品の輸入が許可された場合は、農林水産大臣名が記載された「輸入許可指令書」と「輸入許可証票」が交付

されます。輸入許可指令書には、輸送方法、試験を行う場所、管理責任者の氏名、試験研究等の実施期間、試験研究等の期間中および終了時の消毒方法等の条件が記されていますので、管理責任者、試験担当者および研究室員などに許可条件を周知し、大切に保管してください。

また、輸入許可証票は、輸入禁止品の梱包に2枚1組（白色面：英文と黄色面：和文）を図2のように貼付して、植物防疫所気付として送付するよう発送人に依頼してください。携行で輸入する場合でも搭乗便に積載できないこともありますので、輸入許可証票は輸入禁止品の梱包に貼付してください。

なお、携行時には税関検査の前に必ず植物検疫カウンターで植物検疫を受けてください。空港に到着してから入国までの流れは、次のようになっています。

到着→①入国審査（Immigration）→②荷物受け取り（Baggage Claim）→③植物検疫（Plant Quarantine）→④税関検査（Customs）→入国

植物検疫カウンター（図3を参照）は、空港の荷物受け取り場内にあります。

輸入禁止品が植物防疫所に到着すると、植物防疫官はその輸入禁止品が許可されたものか、許可された数量であるかなどを検査し、相違ないことが確認されれば、輸入を認可します。輸入認可した場合は「輸入通知書」を発行し、貼付されていた輸入許可証票を回収します。もし、輸入許可証票が回収されていない、または輸入通知書が梱包内に入っていない状態で届いた場合には、輸入検査を受けていないと考えられますので、使用せず管理場所に保管し、速やかに植物防疫所に連絡してください。

輸入を許可された輸入禁止品が管理場所に到着しましたら、管理責任者は、「到着報告書」を、管理場所を管轄する植物防疫所に提出してください。

(5) 試験研究等の期間中または試験研究等の終了時の実地調査 利用期間中は、許可条件を遵守していただくようお願いします。特に、輸入禁止品の管理については、「輸入禁止品を使用する都度、供試年月日、使用者の氏名、試験の内容、供試数量、保管数量および廃棄数量について記録し、試験終了または展示終了まで当該



図2. 輸入許可証票の貼付例



図3. 空港の植物検疫カウンター

記録を保管すること。」が許可条件に記載されているので、適切に管理していただくようお願いします。

管理場所を管轄する植物防疫所は、申請者が毎年3月末までに植物防疫所を経由して農林水産大臣宛に提出する「輸入禁止品管理利用状況報告書」に基づき、許可条件どおりに管理されているか必要に応じて調査に伺います。また、試験研究等が終了する際は、植物防疫官が輸入禁止品などの最終消毒に立ち会い、「輸入禁止品管理完了状況報告書」を植物防疫所に提出していただきます。

(6) 許可条件の変更および名義所属などの変更

利用期間中は許可条件を遵守して利用していただきますが、①追加試験のため利用期間を延長したい、②実験室の改装のため管理場所を一時的に変更したい、③異動のため管理責任者を変更したい、④未同定微生物として輸入し、同定の結果植物検疫の規制がないことが判明したため輸入許可の対象から解除したいなど、許可条件の内容を変更したい場合は、「輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願」を提出することにより、許可条件を変更することが可能です。くれぐれも無許可で管理場所以外の部屋で試験したり、管理責任者の不在を放置したりしないでください。また、申請者の変更や組織名称および役職名の変更などにつきましても「輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届」を提出していただきます。

(7) 条件に違反した場合の措置 輸入が許可されたから、試験研究等が終了するまでの間に許可条件の違反をした場合は、許可の取り消し、輸入禁止品の処分、その他必要な措置が行われます。また、植物防疫法第39条に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となる場合もあります。

(8) 適正な管理に係る留意事項 許可条件で定められている事項に従った実効的な管理体制については、各研究機関においても検討・改善していただくことが必要です。以下に管理事例を紹介するので、参考してください。

事例① 許可指令書等関係書類は、許可番号ごとにファイルして管理し、輸入許可条件の内容については、管理責任者だけでなく、学生を含め試験担当者および研究室員と情報を共有している。特に管理責任者は、試験手順が許可条件に適合しているか留意している。

○送付された封筒に入れたまま保管していませんか？許可条件を変更すると、変更された内容の許可指令書が交付されます。到着報告書や利用状況報告書など提出した書類の写しと許可指令書をファイルしておく、提出忘れの防止にもなり、更新された許可条件も把握

しやすくなります。

○国内産の試験試料も扱う研究室において、国内産の試験試料の取扱い手順と輸入禁止品の取扱い手順とでは、何が違うでしょうか？国内産試料と輸入禁止品およびそれぞれについて使用した器具類を明確に分けることができなければ、国内産試料を含め、試料はすべて高圧殺菌処理するなど取扱い手順を見直していただく研究室員には分かりやすいかもしれません。

事例② 禁止品などが到着した際には、その外装が破損していないか、また、許可証票が貼付されたままになっていないか確認する。許可証票が添付されたまま、あるいは、輸入通知書が同梱されていなかった場合は輸入検査を受けていない可能性があるため、現状のまま管理場所にて適切に保管し、ただちに植物防疫所に連絡することを研究室内に周知している。

○輸入許可手続の担当者と試験担当者が異なるときは、輸入検査を受けずに届いたときの対応を研究室員に周知してください。

事例③ 薬品などの管理同様に、試験機関内部（管理部門）でもどのような禁止品などをどの部屋で管理しているか把握し、定期的に利用状況を調査している。

○どの部屋が輸入禁止品の管理場所になっているか把握していますか？管理場所に指定された部屋の扉に「植物防疫法輸入禁止品管理場所」と表示をしている研究機関もあります。

事例④ 災害・事故があった場合の連絡体制を構築し、禁止品などの管理に支障が生じる場合には植物防疫所に連絡するよう研究室内に周知している。

○緊急時の連絡先として最寄りの植物防疫所の連絡先も研究室内で共有してください。

事例⑤ 禁止品などを保管する部屋および保管庫は、普段は施錠するとともに、「輸入禁止品在中」の表示をすることで、研究室員に注意喚起している。また、禁止品などを保存している個別容器は、色分けするとともに許可番号などラベルし、一目で区別できるよう管理している。また、どこに何を保管しているのかデータベースに記録している。

○輸入禁止品の管理を試験担当者任せにしません

外国からの郵便物は、全国6か所の日本郵便株式会社の通関を行う郵便局で、同社の職員の立会いの下に開披し動植物の検査および税関検査を行います。税関は、信書（手紙）以外の郵便物について、郵便物に添付されている税関告知書等を確認します。

税関告知書などへの植物名の記載もれなどにより、植物が入っている郵便物が、未検査のまま名宛人に配達されてしまうことがあります。このため、植物防疫法は、未検査の植物の入った郵便物を受け取った者に、植物防疫所へ届出の義務を課しています。配達された郵便物に輸出国の植物検疫証明書（原本）が添付されたままである、または、検査合格証印や植物検疫テープによる開封後の封印がないといった場合は、未検査の可能性があるので、植物防疫所へ連絡してください。また、植物を輸入する際には、郵便物の外装に「植物在中」「植物検疫対象」「Plant」「Plant Seed」などのラベルを添付するなど留意してください。

6. おわりに

輸入禁止品の輸入許可は、輸入禁止品の散逸防止を主とした厳格な管理義務を付して認められる制度です。申請者および管理責任者の方には検疫有害動植物が我が国に侵入・まん延し、農業生産に被害を及ぼすことがない

よう、その取り扱いに十分注意していただくようお願いいたします。また、本制度の活用之际し、手続きなどに関する質問などがあれば植物防疫所あてにご照会ください。今後とも、植物検疫にご理解とご協力をお願いします。

文 献

- 1) 植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号）
- 2) 植物防疫法施行規則（昭和25年6月30日農林省令第73号）
- 3) 植物防疫所ホームページ（輸入条件に関するデータベース）：<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>（最終確認日：2017/10/17）
- 4) 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する有害動物及び有害植物を指定する件（平成23年3月7日農林水産省告示第542号）
- 5) 植物防疫所ホームページ（生きた昆虫・微生物などの規制に関するデータベース）：<http://www.pps.go.jp/rgltsrch/>（最終確認日：2017/10/17）
- 6) 輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱（平成10年3月30日10農産第2441号）
- 7) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）
- 8) 輸出貿易管理令（昭和24年12月1日政令第378号）
- 9) 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年10月14日通商産業省令第49号）